

総合支援資金（失業された方や休業が長期間続いている方向け）

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3カ月以内
- ※ 令和3年3月末までに申請した方は、3か月の延長貸付を受けられる場合があります。

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年3月末以前に償還開始予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで据置期間を延長。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町社会福祉協議会

注 自立相談支援事業等による継続的な支援を受けていただく必要があります。

申込みにあたり、ご準備いただくもの

1. 住民票（原本）（世帯全員記載のもの、発行後3カ月以内）
※原則、現住所と住民票の住所が一致していることが必要です。
2. 本人確認書類
次のいずれか
 - （1）運転免許証（住所変更している場合は両面コピー）
 - （2）パスポート
 - （3）マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
 - （4）健康保険証
 - （5）在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合
3. 振込先の口座通帳またはキャッシュカード
（通帳がない場合は、振込先の口座を確認できるもの）

今回の特例措置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。